

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、地域と一体となった健康づくり活動に取り組んでまいります。

母子保健の推進につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、関係機関と連携した支援体制づくりを行うとともに、育児不安の軽減や虐待防止に努めます。また、妊婦健診等の費用助成を引き続き行うとともに、医療保険適用外となる人工授精による一般不妊治療助成の大幅な拡充や新たに新生児聴覚検査費用の助成を実施いたします。

さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の拠点として、「子育て世代包括支援センター」をできる限り早期に創設するとともに、出産後の不安定な時期に心身のケアや育児サポートを行なう産後ケア事業を実施いたします。

次に、救急体制の維持・強化と地域医療の確保を図るため、在宅当番医制並びに休日夜間急患センターにおける休日診療、日曜日夜間診療、平日夜間診療等を継続するとともに、適切な受診について市民への啓発、新居浜市医師確保奨学金貸付制度などの医師確保策を推進してまいります。

次に、地域福祉の充実につきましては、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化するとともに、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体と、行政が協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、児童福祉の充実につきましては、子育て支援に関する窓口の一元化を図り、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、引き続きファミリー・サポート・センターを運営いたします。

また、病児や緊急な預かり等に対応するため、引き続き病児・病後児保育を実施するとともに、医療関係機関との連携体制を整備いたします。また、引き続き中学卒業までの子ども医療費助成や第2子目以降の出生時に紙おむつ購入券の交付などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場である地域子育て支援拠点において、保護者の急な用事や短時間の利用など様々なニーズに柔軟

に対応できるよう、一時預かりサービスを拡充し、地域における子育て支援機能の充実・強化を図るとともに、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援を行ってまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援し、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行ってまいります。特に、平成30年度から聴覚障がい者の利便性を図るためにIOTを活用した遠隔手話通訳サービスを開始いたします。また、第5期障がい福祉計画に基づき、障がい者のニーズに対応できるよう障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、判断能力が十分でない方の権利を法的に保護していく成年後見制度や成年後見開始の審判申し立てを行うべき人がいない場合の制度利用を支援するため、成年後見制度利用支援事業を実施してまいります。

さらに、障がいのある子どもが身近な地域や家庭で生活ができるよう、障がい児通所支援の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、第1期障がい児福祉計画に基づき、障がい児のニーズに対応できるよう障がい児通所支援等の基盤整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、介護あるいは支援が必要になったり、認知症などになっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、これまでの施策に加えて、医療と介護の連携体制を強める取組を行い、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築、在宅支援体制の充実を図ってまいります。

また、効果的な介護予防の実施と普及啓発に向け、にはま元気体操介護予防編（PPK体操）の活用及び普及、シルバーボランティアや介護予防リーダーの育成、地域の自主的な組織活動支援を一体的に取り組んでまいりますと同時に、リハビリテーション職との連携を進めることにより、介護予防の効果をより確かなものにしてまいります。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に実施していくとともに、協議体の設置によるネットワーク構築を推し進め、多様な資源開発を図りながら介護予防・生活支援サービスの体制整備を進めてまいります。

また、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を法的に保護し、支えるための「成年後見制度利用支援事業」や認知症サポーター養成事業等の

啓発事業に取り組むとともに、認知症高齢者見守り協力機関による認知症高齢者見守りSOSネットワークの充実を図ることにより、徘徊高齢者等の生命・身体の安全と家族等への支援を進めてまいります。

次に、社会保障の充実につきましては、生活困窮者の最低限度の生活を保持するため、必要な経済的援助と自立・就労支援等を行い、適正な生活保護の実施を図るとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対しましても相談支援事業などを実施してまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、国保の県単位化への円滑な移行を行い、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。